➢ 国保総合システムのレセプト振替機能を活用した保険者間調整について

国保総合システムのレセプト振替機能を活用した保険者間調整は、資格に係る情報に軽微な不備（誤記、記載漏れ、その他これに類する明白な誤りであって、保険医療機関又は保険薬局が記載しようとした事項を容易に推測することができると認められる程度のものをいう。）に関し、国保保険者相互の承諾があったものについて、医療機関等を経由せず、国保連合会の職権によりレセプトを正しい資格情報に補正し、保険者へ再請求を行うことにより調整を行います。

＜調整スキームのイメージ＞

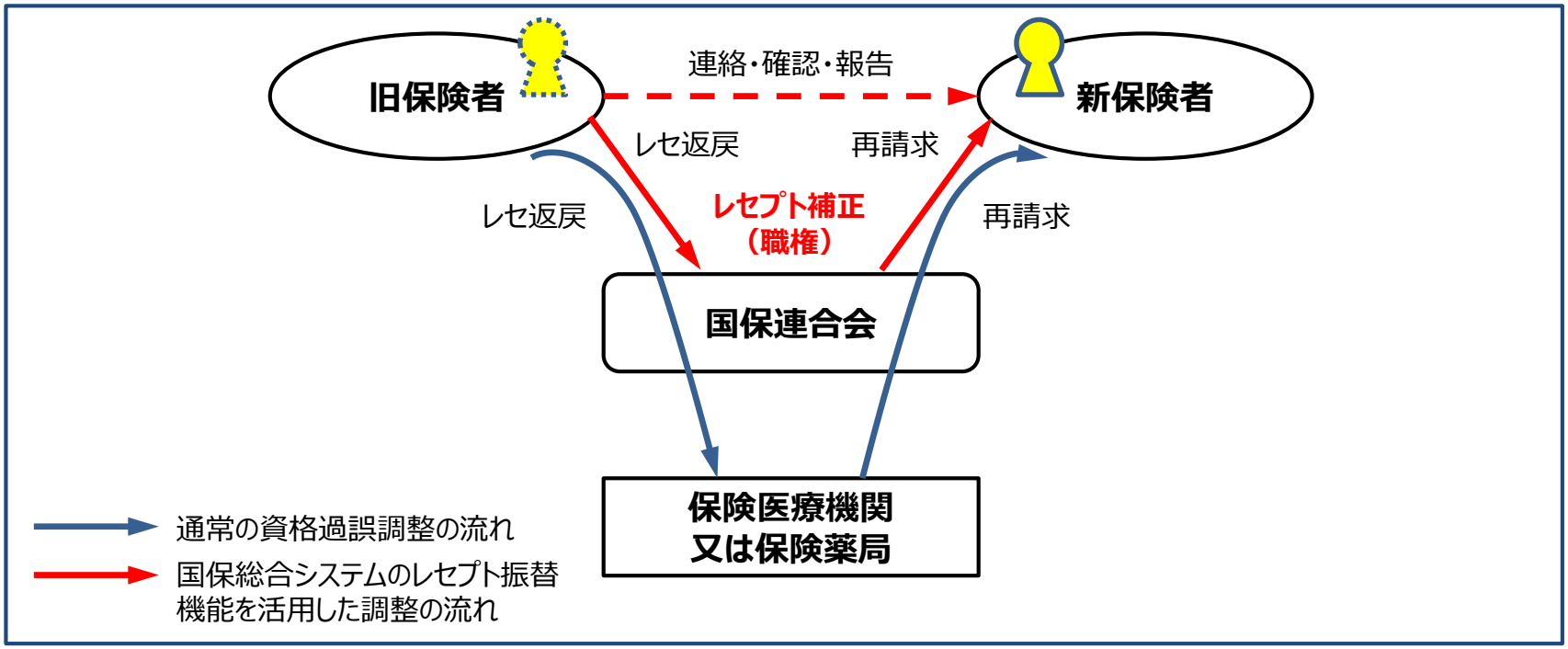

➢ 請求省令の規定上、補正することができるもの

「資格に係る情報に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これに類する明白な誤りであつて、保険医療機関又は保険薬局が記載しようとした事項を容易に推測することができると認められる程度のものをいう。）がある場合」としているので、これを超える範囲の補正（例：請求点数を補正するなど）までをも認める趣旨の規定ではない点にご留意ください。